

夜勤職員配置加算

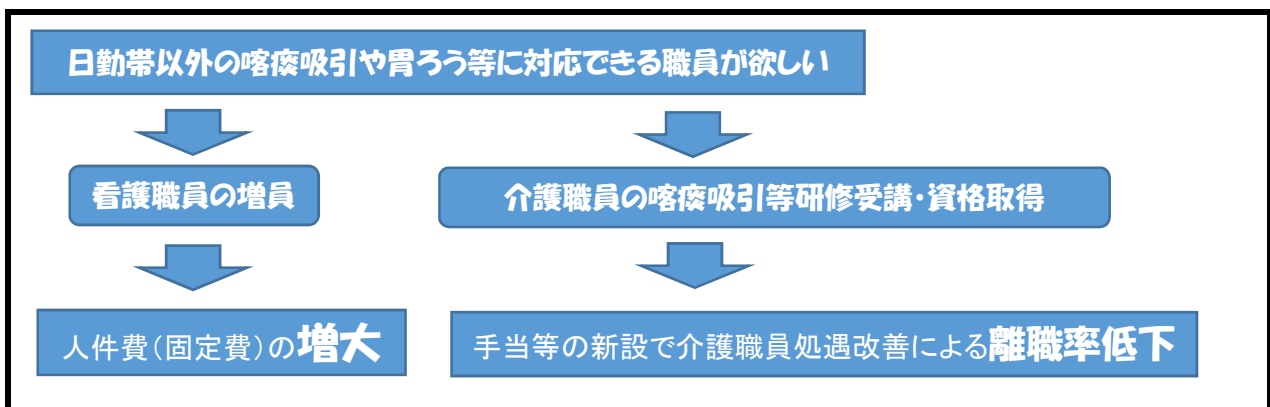
加算漏れありませんか!?

夜間職員配置加算では看護職員を配置するか喀痰吸引等を実施できる介護職員を配置することで、加算Ⅰ→ⅢやⅡ→Ⅳとすることができます！

※登録喀痰吸引等事業所の登録が必要です。

地域密着型			広域型		
	加算Ⅰ・Ⅱ	加算Ⅲ・Ⅳ		加算Ⅰ・Ⅱ	加算Ⅲ・Ⅳ
従来型	41単位/日	56単位/日	従来型(30~50)	22単位/日	28単位/日
従来型経過	13単位/日	16単位/日	従来型(50・経過)	13単位/日	16単位/日
ユニット型	46単位/日	61単位/日	ユニット型(30~50)	27単位/日	33単位/日
ユニット型経過	18単位/日	21単位/日	ユニット型(50・経過)	18単位/日	21単位/日

※短期入所生活介護等でも算定可能です。



実地指導対策はお済みですか? STOP! 違法行為

介護職員による喀痰吸引等の制度改正から年数が経過しました。

無資格者の喀痰吸引等の行為で医師法違反容疑での逮捕者も出ています！

喀痰吸引や胃ろうなどの行為の実施には資格が必要です！